

公告第 2024-14 号

2025 年 2 月 17 日

被保険者各位

セールスフォース健康保険組合

理事長 鈴木 雅則

【公印省略】

2025 年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規程による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額を下記の通りお知らせします。

記

2025 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額には、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 2024 年 9 月 30 日現在の当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(967,290 円)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額 980,000 円(43 等級)

適用期間                      2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

以 上